

全産廃連発第127号
平成14年4月4日

国土交通省総合政策局
事業総括調整官 祢屋 誠 様

社団法人全国産業廃棄物連合会
会長 國中賢吉

建設汚泥のリサイクル促進について（要望）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

標題につきまして、下記の通り要望いたしますのでご検討の程よろしく申し上げます。

記

建設汚泥のリサイクルを平成3年12月13日付建設省技調発第267号・建設省営計発第97号「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（平成3年度）」に明記していただきたいこと。

以上

添付書類：要望理由書

「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（平成3年度）」の修正案

要望理由書

本年5月には建設リサイクル法が全面施行され、建設廃棄物のリサイクルに向けた取り組みが本格的に動き出します。当業界においても特定建設資材のリサイクル促進に向けて全力を挙げて取り組んで参る所存です。

ところで、建設廃棄物の中でも建設汚泥のリサイクル率はまだまだ低い状況であると言えます。当業界では、その理由として建設汚泥のリサイクル施設の整備が進まないことが大きな原因の一つであると考えております。民間が事業主体となっている私どもの業界では、需要の見通しが立ちにくい分野への投資が難しいのも事実です。

そこで当業界としては、公共工事において建設汚泥のリサイクル品が優先的に利用される方針が示されることが、建設汚泥のリサイクル施設の整備を進め、リサイクル率を向上させるために何よりも効果的であると考えております。具体的には、平成3年12月13日付建設省技調発第267号・建設省営計発第97号「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について(平成3年度)」に建設汚泥が指定されることが是非とも必要であると考えております。

本通知への指定が、リサイクル施設の整備やリサイクル率の向上に大きく寄与することは、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊の事例を見れば明らかです。

つきましては、建設汚泥のリサイクルについて平成3年12月13日付建設省技調発第267号・建設省営計発第97号「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について(平成3年度)」に明記していただきますようお願い申し上げます。

平成 3 年 12 月 13 日付建設省技調発第 267 号・建設省営計発第 97 号

「公共建設工事における再生資源活用の
当面の運用について（平成 3 年度）」の修正案

要望いたしましたことについて、下記の通り修正案を作成いたしましたのでご高覧ください。

記

公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について

（平成 14 年度）

（前文略）

記

~~建設省国土交通省~~の発注する工事において、以下の運用を行うこととする。
この場合、経済性にかかわらず~~実施する。なお、下記の要件に該当しない建設
工事においても可能な範囲で~~積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用
を図ることとする。また、再資源化施設の活用の際し、所要の品質が確保され
る施設を活用することとする。

運用にあたっての実施要領は別に定める。

(1) 指定副産物の工事現場からの搬出

1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥及び建設発
生木材の工事現場からの搬出

（本文略）

2)（略）

(2) 再生資材等の利用

1) 再生骨材等の利用

工事現場から ** キロメートルの範囲内にコンクリート塊、アスファル
ト・コンクリート塊、建設汚泥を原料とする再資源化施設がある場合、工
事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生資材を
利用する。

2)、3)（略）

4) 流動化処理土の利用

工事現場から ** キロメートルの範囲内に流動化処理土を供給してい
る工場がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原
則として、流動化処理土を利用すること。

以上